

自動車で営業する施設の許可の県内一本化について

県食品生活衛生課

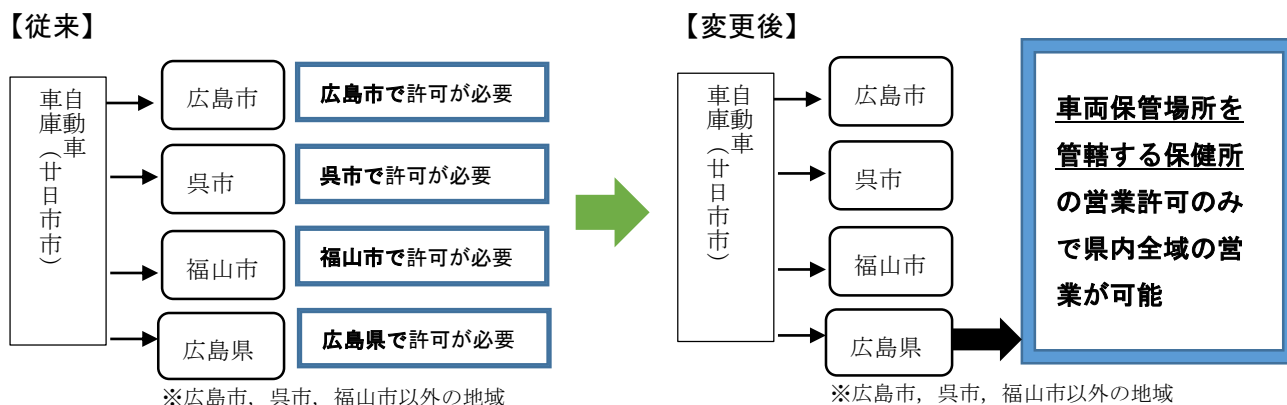
1 概要

自動車で複数の地域にまたがって移動販売を行う場合の営業について、当県では、「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について」（昭和 42 年 3 月 3 日付け環乳第 5016 号厚生省環境衛生局長通知）に基づき、営業場所を管轄する保健所で営業許可を取得することとしており、営業区域が県内全域に及ぶ場合は、広島県、広島市、福山市、呉市の 4 つの保健所での営業許可が必要であった。

こうした中、令和 3 年 6 月 1 日に改正食品衛生法が施行され、業界団体からの要望があったことを受け、広島市、呉市、福山市と協議を行い、「県内複数の自治体の管内で営業する移動販売車に係る取扱要領」を定めた（令和 3 年 12 月 1 日施行）。

これにより、営業所所在地（車両保管場所）を管轄する保健所 1 か所の営業許可のみで県内全域の営業が可能となった。

2 県内全ての市町で営業を希望する場合（従来との違い）



3 「県内複数の自治体の管内で営業する移動販売車に係る取扱要領」の主な内容について

(1) 申請及び許可等について

- ・申請書に記載する「施設の所在地」は、自動車の車庫所在地とし、これを管轄する保健所が許可を行う。なお、車庫が県外にある場合は、県内で主に営業を行う地域を記載し、管轄する保健所へ申請を行う。
- ・営業許可証に「営業区域（全県で営業する場合、「広島県内全域」と記載する。）」、「車両番号」等を記載する。

(2) 監視指導について

- ・通常監視は、営業を行う地域を管轄する保健所の食品衛生監視員が行い、調査が必要な場合は、原則として許可を行った保健所が行う。
- ・営業許可及び営業届出施設について、監視を行った保健所が必要と考える場合は、指導事項について情報共有を行う。